

# 雲南市の給与・定員管理等について

## 1 職員の勤務時間その他の勤務条件

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 39,973	千円 28,367,695	千円 380,674	千円 4,236,400	% 14.9	% 13.9

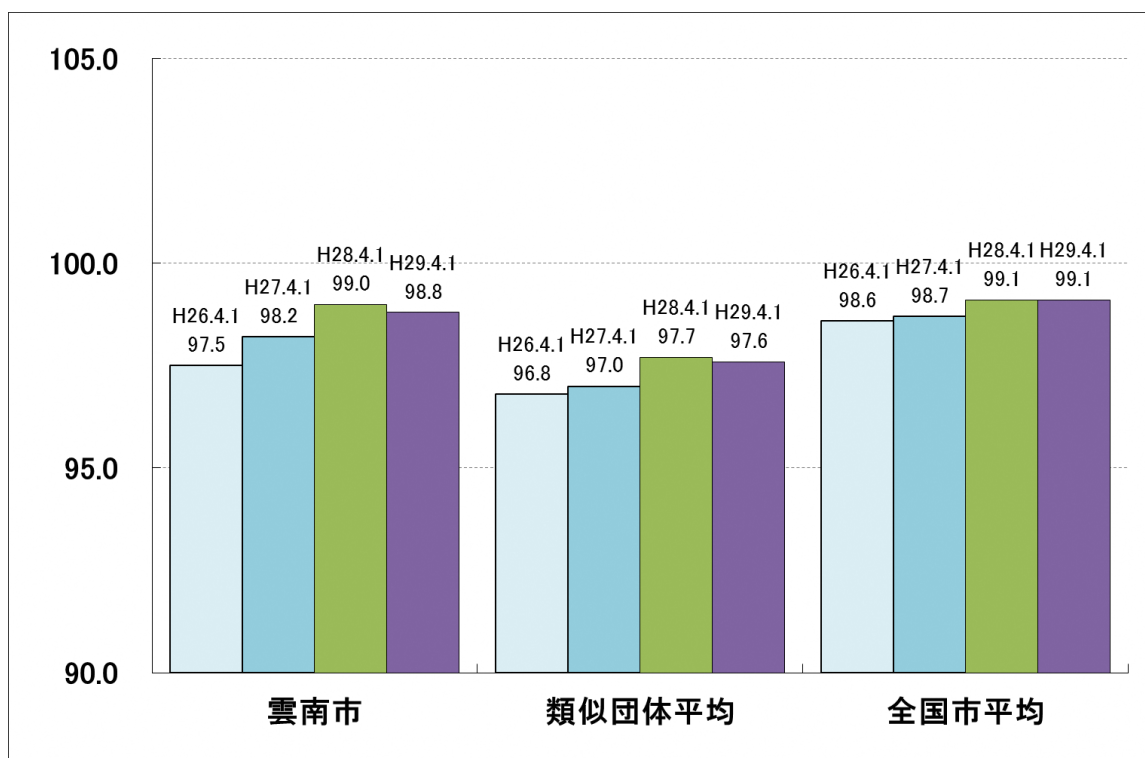
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 459	千円 1,692,203	千円 355,547	千円 693,064	千円 2,740,814	千円 5,971	千円 —

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見

込み

[1]・・・主に給与削減措置の変更に伴うもの。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[  実施     未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直しを踏まえ、国並みの引下げ。ただし、給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないときは、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料として支給する（現給保障）。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

雲南市は、国基準による支給対象地域なし。

##### ③ その他の見直し内容

その他の手当についても、国の改正内容に準じて見直しを実施。

#### (5) 特記事項

- ・市長、副市長、教育長の給料をそれぞれ10%、7%、5%減額支給している。
- ・平成28年4月1日から管理職のみ基本給を2.0%減額支給している。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
雲南市	43.6歳	338,270円	412,244円	368,614円
島根県	43.7歳	329,445円	397,264円	354,869円
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		雲 南 市	島 根 県	国
一般行政職	大 学 卒	178,200円	179,215円	178,200円
	高 校 卒	146,100円	146,932円	146,100円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	※252,540円	341,486円	380,599円	※406,210円
	高 校 卒	※237,700円	308,800円	345,963円	385,348円

(注) ※は、当該階層の職員数が3人以下のため、近似階層の職員を含めた平均給料月額である。

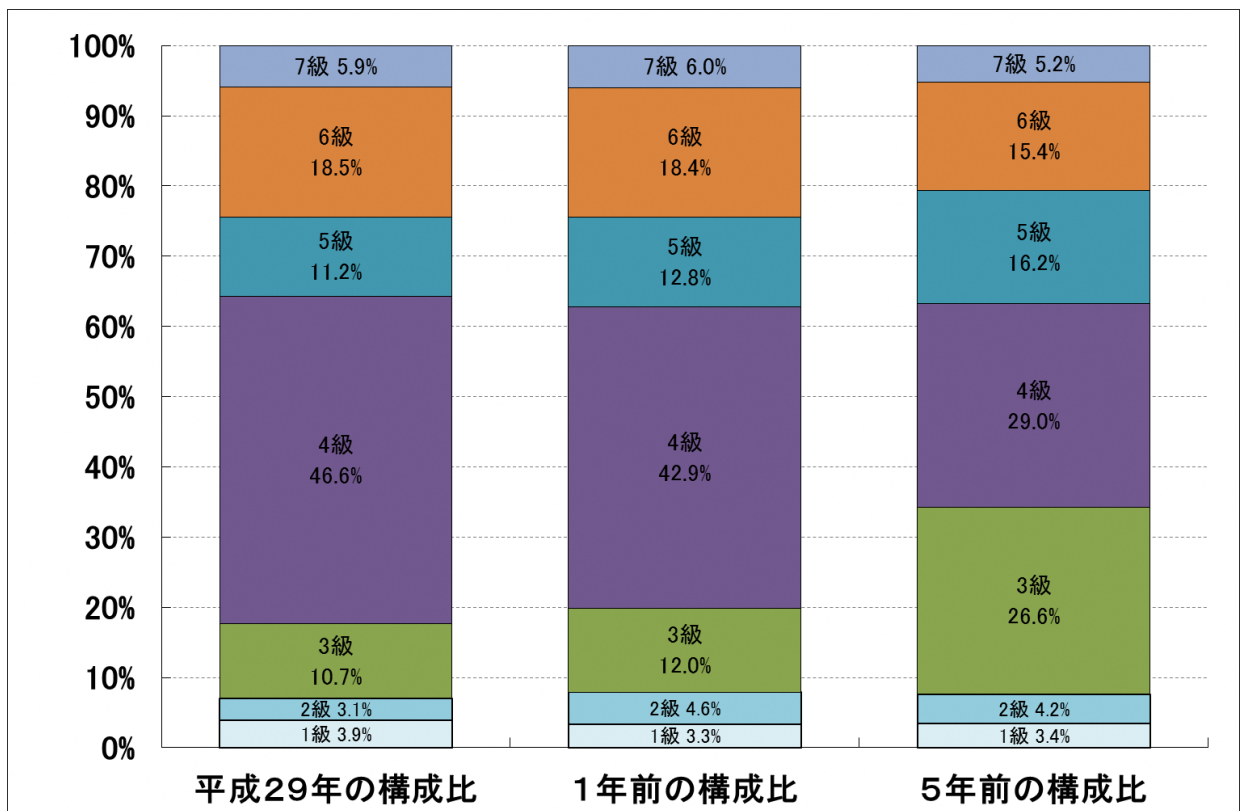
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	14人	3.9%	142,600円	247,100円
2級	主任主事又は主任技師の職務	11人	3.1%	192,700円	303,800円
3級	副主幹又は副主幹技師の職務	38人	10.7%	228,900円	349,600円
4級	主幹又は主幹技師の職務	166人	46.6%	262,000円	380,600円
5級	統括主幹又は統括技師の職務	40人	11.2%	288,000円	392,600円
6級	次長、課長、室長又は主査の職務	66人	18.5%	318,500円	409,800円
7級	部長又は局長の職務	21人	5.9%	362,300円	444,500円

(注) 1 雲南市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

雲南市	島根県	国
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,568千円	1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,535千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.55月分 (1.25)月分 (0.85)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年度より活用を開始し、平成32年度より成績率に適用する予定		未定	

##### (2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

雲南市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算額			その他の加算額		
	定年前早期退職特例措置（2～30%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	
1人当たり平均支給額					
	1,280千円	20,965千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）			657千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			657,220円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	1人	20%
大阪市	16%	0人	16%
広島市	10%	0人	10%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.8 (98.8)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）				0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）				0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）				—
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成28年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症防疫従事職員	感染症防疫に従事した場合	0千円	日額300円
死体処理等従事手当	行旅死病人業務従事職員	行旅死亡者等の死体処理に従事した場合	0千円	日額3,000円
		行旅病人等の対応に従事した場合	0千円	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	164,034千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	432千円
支給実績（平成27年度決算）	172,213千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	446千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (平成28年度 決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 上記以外の扶養親族1人につき6,500円 配偶者のない職員 子(1人のみ) 10,000円 父母等(そのうち1人) 9,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	60,980千円	226,830円
住居手当	借家・借間居住者 ① 家賃23,000円以下の場合：家賃－12,000円 ② 家賃23,000円を超える場合：11,000円＋1/2×(家賃－23,000円) 支給限度額27,000円	同じ	—	24,100千円	261,961円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等)使用者 2km～24km以上 4,000円～26,500円	異なる	交通用具の区分及び距離	59,753千円	153,507円
初任給調整手当	医師、歯科医師等採用が困難な職種に支給	同じ	—	8,832千円	4,416,000円
管理職手当	支給額 部長級 66,400円 次長級 49,900円 課長級 41,600円 主査級 33,200円			62,104千円	578,605円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき)12,000円以内(実働時間が6時間を超える場合18,000円以内) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき)6,000円以内	異なる	支給区分及び支給額	1,572千円	216,862円
単身赴任手当	支給額 30,000円 職員と配偶者の住居の交通距離に応じ加算(8,000円～70,000円)	同じ	—	1,200千円	600,000円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	801,000円 (890,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 円 / 円
	副 市 長	670,530円 (721,000円)	円 / 円
報 酬	議 長	413,000円	円 / 円
	副 議 長	354,000円	円 / 円
	議 員	328,000円	円 / 円
期 末 手 当	市 長	(平成28年度支給割合)	
	副 市 長	3.25月分	
退 職 手 当	議 長	(平成28年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.25月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	給料月額×450/100×在職年数	16,020,000円 任期满了時
	備 考	給料月額×270/100×在職年数	7,786,800円 任期满了時

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

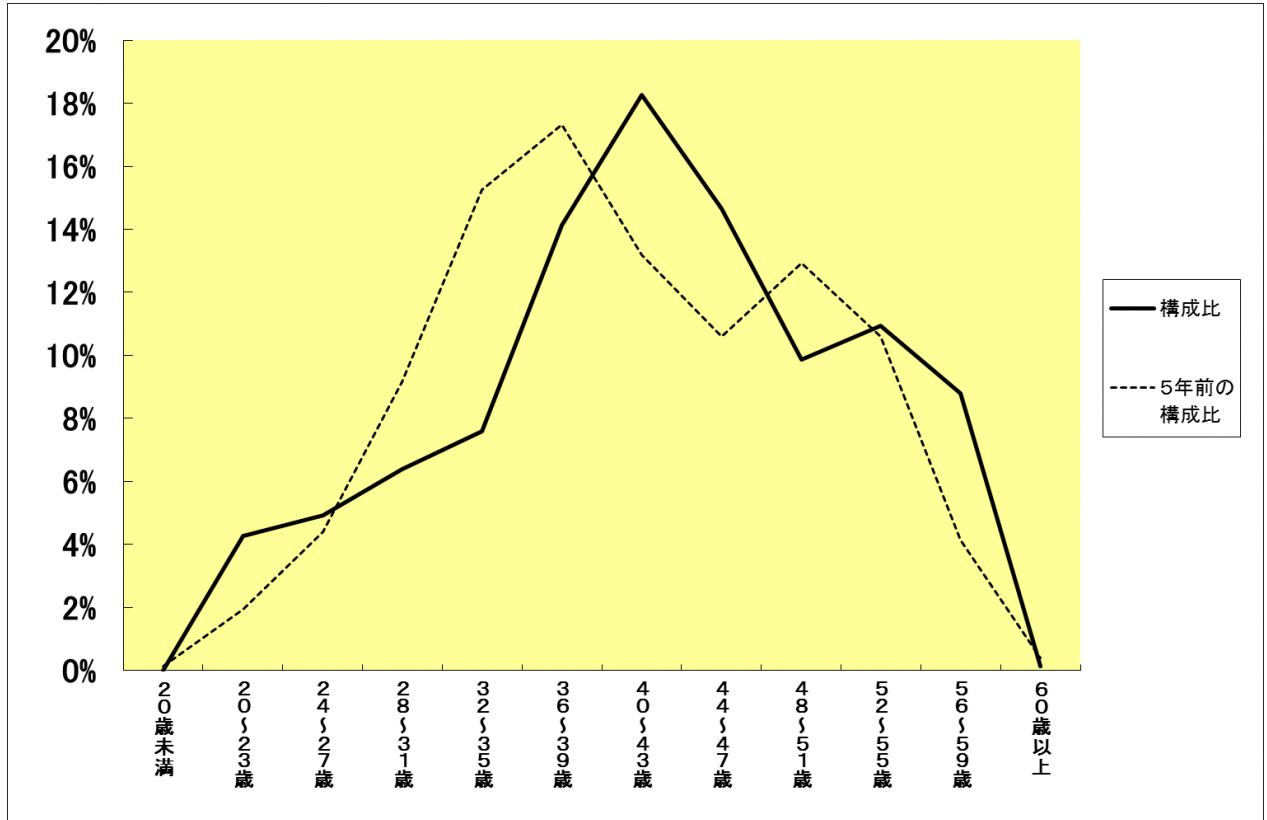
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	143	146	-3	
		税務	24	25	-1	
		民生	88	94	-6	
		衛生	28	26	2	
		労働	6	7	-1	
		農林水産	41	49	-8	
		商工	15	7	8	
		土木	39	39	0	
		計	389	398	-9	<参考> 人口1万人当たり職員数 97人 (類似団体の人口1万人当たりの 職員数 一人)
	教育部門	60	61	-1		
	小 計	449	459	-10	<参考> 人口1万人当たり職員数 112人 (類似団体の人口1万人当たりの 職員数 一人)	
公営企業等 会計部門		病院	266	255	11	
		水道	18	18	0	
		下水道	7	8	-1	
		その他	10	10	0	
		小 計	301	291	10	
合 計			750 [909]	750 [909]		<参考> 人口1万人当たり職員数 185人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	32人	37人	48人	57人	106人	137人	110人	74人	82人	66人	1人	750人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	419	417	406	407	398	389	△30 (△7.2%)
教育	80	70	68	60	61	60	△20 (△25.0%)
普通会計計	499	487	474	467	459	449	△50 (△10.0%)
公営企業等会計計	275	282	284	291	291	301	26 (9.5%)
総合計	774	769	758	758	750	750	△24 (△3.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 病院事業

#### ①職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 4,237,723	千円 61,831	千円 1,670,671	% 39.4	% 40.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 252	千円 1,022,242	千円 266,839	千円 381,590	千円 1,670,671	千円 6,630	千円 —

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

なし

#### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	49.0歳	647,509円	1,185,168円
医療技術師	37.4歳	287,931円	335,129円
看護師・准看護師	41.8歳	321,507円	385,437円
事務員	42.6歳	327,833円	387,443円
技能労務員	48.1歳	351,400円	380,656円

#### ③職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

病 院 事 業		雲 南 市	
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,483千円		1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,568千円	
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分		(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分	
勤勉手当 1.70月分		勤勉手当 1.70月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5~15%	

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

病 院 事 業			雲 南 市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算額			その他の加算額		
退職前の職責等に応じた調整額を加算			定年前早期退職特例措置(2~30%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		1,054千円	0千円	1,280千円	20,965千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		80,667千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		488,616円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		65.8%	
手当の種類（手当数）		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療に従事した場合	役職別に月額80,000円～180,000円
医師呼出手当	医師	正規の勤務時間以外の時間に出勤を要請された場合	出勤一回につき2,500円(5,000円)
夜間看護手当	保健師、助産師、看護師、准看護師	深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等の業務に従事した場合	その勤務時間が深夜の全部を含む場合 6,500円 深夜における勤務時間が一部で4時間以上の場合 3,500円 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 3,000円
待機手当	医師	夜間、休日等において、病院の医療業務が、宿日直及び勤務を命じられた看護師及び医療技術者のみで対応できなくなる場合に備えて、院長があらかじめ勤務時間外に待機することを命じた場合	50,000円を超えない範囲で管理者が定める額
	診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師、准看護師		17:15～翌8:30 1,400円(2,600円) 8:30～翌8:30 2,800円(5,200円) 12:00～翌8:30 1,150円(2,350円) 訪問看護 24時間電話待機 500円/日 訪問待機(平日)1,400円/日 訪問看護(休日)2,800円/日
放射線取扱手当	診療放射線技師	放射線を取り扱う作業に従事する場合	月額2,000円

医師入院手当	医師	入院患者を受け持つ場合	患者1人当たり初回に限り 5,000円
		分娩に従事した場合	1分娩につき20,000円
医師派遣手当	医師	派遣診療等をした場合	管理者が別に定める

(注) 支給単位の( )内の金額は年末年始における金額

#### エ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	40,437千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	162千円
支給実績(平成27年度決算)	42,040千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	168千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

#### オ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 上記以外の扶養親族1人につき 6,500円 配偶者のない職員 子(1人のみ) 10,000円 父母等(そのうち1人) 9,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	25,437千円	233,367円
住居手当	借家・借間居住者 ① 家賃23,000円以下の場合：家賃－12,000円 ② 家賃23,000円を超える場合： 11,000円 + 1/2 × (家賃－23,000円) 支給限度額27,000円	同じ	—	9,710千円	225,812円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等)使用者 2km～40km以上 3,000円～32,600円	異なる	交通用具使用者の通勤距離区分	25,230千円	114,681円

初任給調整手当	<p>医師、歯科医師等採用が困難な職種に支給</p> <p>① 副院長、診療局長、部長、センター所長、次長及びセンター副所長の職員にある医師250,000円</p> <p>② ①以外の者で免許取得4年以上の医師300,000円</p>	異なる	支給対象区分及び支給額	46,800千円	3,342,857円
管理職手当	<p>支給割合（給料月額に対して）</p> <p>院長20/100</p> <p>統轄副院長及び副院長15/100</p> <p>名誉院長、名誉顧問、診療局長、部長、センター所長、次長及びセンター副所長10/100</p> <p>課長、科長及び師長7/100</p>			16,358千円	654,288円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給</p> <p>支給額（勤務1回につき）</p> <p>院長12,000円</p> <p>統轄副院長及び副院長8,000円</p> <p>名誉院長、名誉顧問、診療局長、部長、センター所長、次長、センター副所長、課長、科長及び師長4,000円</p> <p>（実働時間が6時間を超える場合100分の150を乗じた額）</p>	異なる	支給対象区分及び支給額	0千円	0円

(2) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 792,486	千円 48,667	千円 71,508	% 9.0	% 8.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 12	千円 48,462	千円 4,479	千円 18,567	千円 71,508	千円 5,959	千円 —

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

・平成28年4月1日から管理職のみ基本給を2.0%減額支給している。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	41.9歳	336,542円	496,583円

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業		雲 南 市	
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,547千円		1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,568千円	
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分		(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5~15%	

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

水 道 事 業			雲 南 市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算額 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)			その他の加算額 定年前早期退職特例措置(2~30%加算)		
1人当たり平均支給額 一千円 一千円			1人当たり平均支給額 1,280千円 20,965千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	0人	20%
大阪市	16%	0人	16%
広島市	10%	0人	10%

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）			—	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成28年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症防疫従事職員	感染症防疫に従事した場合	0千円	日額300円
死体処理等従事手当	行旅死病人業務従事職員	行旅死亡者等の死体処理に従事した場合	0千円	日額3,000円
		行旅病人等の対応に従事した場合	0千円	日額1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	1,429千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	119千円
支給実績（平成27年度決算）	1,898千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	182千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。



カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 上記以外の扶養親族1人につき 6,500円 配偶者のない職員 子(1人のみ) 10,000円 父母等(そのうち1人) 9,000円 特定期間(満16歳年度初めから満 22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	1,110千円	158,571円
住居手当	借家・借間居住者 ③ 家賃23,000円以下の場合:家 賃-12,000円 ④ 家賃23,000円を超える場合: 11,000円+1/2×(家賃- 23,000円)支給限度額27,000 円	同じ	—	252千円	21,000円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等)使用者 2km~24km以上 4,000円~26,500円	異なる	交通用具の区分及び 距離	902千円	128,914円
管理職手当	支給額 部長級 66,400円 次長級 49,900円 課長級 41,600円 主査級 33,200円			1,895千円	631,600円
管理職員特別 勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務 の運営の必要により週休日又は 休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき)12,000 円以内(実働時間が6時間を超え る場合18,000円以内) 災害への対処その他の臨時又緊急 の必要により週休日等以外の 日の午前0時から午前5時までの 間であって正規の勤務時間以外 の時間に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき)6,000円 以内	異なる	支給区 分及び 支給額	0千円	0円

## 職員の勤務条件等について

### 1 職員の勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

#### (2) 休暇の概要

種類	概要
年次有給休暇	1年（暦年）につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養中は有給休暇。
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるとき90日以内の期間、その他市長が特に認める特定の疾患は180日、結核性疾患1年間は有給休暇とする。
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間。（無給）
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額。
介護時間	職員が、親族で要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内、1日2時間以内において休暇を受けることができる。（無給）
特別休暇	特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由がある場合に限り与える。

（参考） 「雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」

#### (3) 特別休暇の種類（主なもの）

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日以内
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内　妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の追悼行事：年各々1日
産前休暇	産前8週間以内
産後休暇	出産の日の翌日から8週間
育児時間	1日2回それぞれ60分以内（満1歳まで）
夏季休暇	7月から9月までの間に3日以内
子の看護のための休暇	1人につき5日以内、2人目以上は10日以内
女性休暇	2日以内
リフレッシュ休暇	2日以内

## 2 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数（平成28年度）

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	休 職	合 計
勤務成績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人	人	人	人	人
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)			4		4
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)					
その他					
合 計			4		4

### (2) 懲戒処分者数（平成28年度）

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人	人	人	人	人
職務上の義務に違反し、又は職務 を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)		1			1
合 計		1			1

### 3 職員のサービスの状況

#### (1) 職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A (日)	総取得日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均取得日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
19,592	5,054	502	10.1	25.8

(注) 対象期間は平成28年1月1日から平成28年12月31日までとする

#### (2) 育児休業の取得状況 (平成28年度)

区 分		育児休業取得者数	部分休業取得者数	うち両休業取得者数
男性職員	新たに取得した者	1		
	前年度から引き続いて取得している者	0		
女性職員	新たに取得した者	14		
	前年度から引き続いて取得している者	11		

#### (3) 介護休暇の取得状況 (平成28年度)

区 分	介護休暇取得者数	休暇の取得形式	
		全日型中心	時間型中心
男性職員			
女性職員			
計			

区 分	介護休暇承認期間					
	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員						
女性職員						
計						

#### 4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

##### (1) 研修の状況（平成28年度）

研修名等	研修回数 (回)	研修日数 (日)	受講者数 (人)	備 考
新規採用職員	2	8	10	対象：新規採用職員 ※島根県自治研修所
一般職員第Ⅰ課程	3	2	8	対象：経験年数3～4年の職員 ※島根県自治研修所
一般職員第Ⅱ課程	3	2	6	対象：経験年数7～10年の職員 ※島根県自治研修所
中堅職員	3	2	10	対象：概ね34歳の職員 ※島根県自治研修所
新任課長	2	2	6	対象：新たに課長になった職員 ※島根県自治研修所
新任課長補佐研修	1	2	1	対象：新たに課長補佐になった職員 ※島根県自治研修所
選択研修	21	1～2	48	対象：全職員 ※島根県自治研修所・市町村総合事務組合等
人権・同和研修	8	1	394	対象：全職員 ※雲南市・島根県人権啓発センター
接遇研修	2	1	82	対象：全職員 ※雲南市・島根県自治研修所
メンタルヘルス研修	2	1	65	対象：全職員
新規採用職員地域研修 (聞き書き文集作成)	1	7ヶ月	11	対象：新規採用職員
人事評価研修	2	2	37	対象：新規採用職員、新任管理職
行政実務研修	5	1～2	486	対象：全職員
行政経営研修	4	1～2	407	対象：全職員
海外派遣研修	5	2～10	1	※公益財団法人島根県市町村振興協会

##### (2) 勤務成績の評定の状況（平成28年度）

評定の回数	1回
評定の時期	12月
評定の対象人数	501人

## 5 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 安全衛生管理体制（平成28年度）

区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	選任すべき事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
市長部局					1	1	2	9	6
教育委員会								22	22

区分	産業医				委員会				左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		
					設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数	
市長部局	1	1	1	1	1	1			
教育委員会									

### (2) 職員のための福利厚生活動事業（平成28年度）

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
安全衛生委員会の開催	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会を開催し職場環境・衛生管理について検討し対策を協議した。	786
メンタルヘルス対策事業	メンタルヘルスに関する意識向上を図るためメンタルヘルス講演会を開催した。	2
島根県市町村職員互助会事業	職員の相互救済及び福利の増進を図るため、医療費給付、育児休業助成、災害見舞金、施設利用助成等を行っている。	3,421
職員互助会	雲南市役所においては職員の福利厚生を目的とした独自の「互助会」「共済会」を設置していない。よって公費の支出実績はない。	0
健康診断事業	職員に対して法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	5,931
特殊健康診断事業	VDT健診及び石綿健診を行った。	102
合計		

定期健康診断	対象者	受診者
	767	708

※人間ドック受診者を含む

## 職員の競争試験及び選考の状況

### 1 競争試験（平成29年度）

#### (1) 採用試験（市役所）

試験区分	受験資格	試験日程				試験内容		
		受付期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
一般事務職 (大学卒業程度)	1. 昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方 2. 学歴制限なし	平成29年7月11日～8月10日	平成29年9月17日	平成29年11月3日	平成29年11月26日	教養試験 事務適性検査 職場適応性検査	集団討論 作文試験	個別面接
一般事務職 (高校卒業程度)	1. 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 2. 大学卒業（見込み）者は受験できない							
土木1 (短大・高専卒業程度)	1. 昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 2. 学歴制限なし					教養試験 事務適性検査 専門試験 職場適応性検査		
土木2 (島根県外勤務経験者)	1. 昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方 2. 平成30年3月31日現在で、島根県外での土木技術経験を5年以上有する方（土木技術経験は民間企業、公的機関を問わない） 3. 学歴制限なし							
保健師	1. 昭和63年4月2日以降に生まれた方 2. 保健師の資格を有する方（平成30年3月末日までに取得見込みを含む） 3. 学歴制限なし						集団討論 作文試験	
保育士・幼稚園教諭	1. 昭和63年4月2日以降に生まれた方 2. 保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する方（平成30年3月末日までに取得見込みを含む） 3. 学歴制限なし						集団討論 実技試験	

## (2) 試験実施結果

1 競争試験（平成29年度）	受験申込者	第1次試験			第2次試験		第3次試験		採用者数
		受験者	受験率	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	
一般事務職 （大学卒業程度）	30	21	70.0%	9	8	5	4	2	2
一般事務職 （高校卒業程度）	11	9	81.8%	5	5	3	1	0	
土木1 （高専・短大卒業程度）	6	5	83.3%	3	3	3	1	1	1
土木2 （県外勤務経験者）	0								
保健師	4	3	75.0%	3	2	2	2	2	2
保育士・幼稚園教諭	15	14	93.3%	7	7	4	4	2	2
合計	66	52	78.8%	27	25	17	12	7	7



雲南市 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	24	5.1	主事	15	24	5.1	主事級
				技師	1			
				保育士	2			
				保育教諭	5			
				保健師	1			
計	24							
2級	主任主事又は主任技師の職務	22	4.7	主任主事	11	22	4.7	主任主事級
				主任技師	1			
				主任保育士	1			
				主任保育教諭	7			
				主任保健師	2			
計	22							
3級	副主幹又は副主幹技師の職務	54	11.5	副主幹	36	54	11.5	副主幹級
				副主幹技師	3			
				副主幹保育士	3			
				副主幹保育教諭	10			
				副主幹保健師	2			
計	54							
4級	主幹又は主幹技師の職務	217	46.4	主幹	170	217	46.4	主幹級
				主幹技師	12			
				主幹保育士	5			
				主幹保育教諭	14			
				主幹教諭	5			
				主幹保健師	10			
				その他	1			
計	217							
5級	統括主幹又は統括技師の職務	47	10.0	統括主幹	39	47	10.0	統括主幹級
				統括技師	3			
				統括保育士	0			
				統括保育教諭	0			
				統括教諭	0			
				統括保健師	2			
				その他	3			
計	47							
6級	次長、課長、室長又は主査の職務	82	17.5	次長	22	82	17.5	次長・課長級
				管理監	3			
				課長	27			
				専門官	1			
				企画官	7			
				所長	3			
				園長	6			
				主査	7			
				その他	6			
計	82							
7級	部長又は局長の職務	22	4.7	部長	8	22	4.7	部長級
				局長	1			
				センター所長	6			
				会計管理者	1			
				統括監	3			
				その他	3			
計	22							
合計		468	100.0					